

0251

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第二千七百二十九號

昭和十二年十月一日(金)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第四〇〇一號

要登載

自今上海海軍特別陸戰隊ニ臨時増員スル特務士官、准士官、下士官及兵ハ特令ナキ限り佐世保鎮守府ヨリ之ヲ補充スベシ

昭和十二年十月一日

海軍大臣

官房機密第四〇〇三號

當分ノ間工員ハ海軍工員規則第二十條及同第三十條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ解僱セザルコトヲ得

昭和十二年十月一日

海軍大臣

○通 牒

官房機密第四〇〇四號ノ二

昭和十二年十月一日

各廳長殿

陸軍動員部隊等ノ稱呼名ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通陸軍省ヨリ通牒有之候條了知相成度

(別紙)

陸密第一〇五二號

動員部隊等ノ稱呼名ニ關スル件通牒

昭和十二年九月十七日

陸軍次官 梅津 美治郎

海軍次官 山本五十六殿

軍事ノ機秘密ヲ保持スル爲動員部隊等ノ稱呼名ニ關シ別紙ノ通定メ陸軍一般へ通牒セシメラレタルニ付御諒承ノ上貴省管下ニ於ケル郵便、電信、電話及鐵道荷物等ノ取扱ヒ其ノ他ニ關シ可然御配意相煩度候
追テ在滿部隊ノ表書ノ宛名、差出名ニハ滿洲派遣ト明記シ次ニ部隊所在地名ヲ記載スルノ外別紙四項イ

海軍公報(部内限) 第二千七百二十九號

昭和十二年十月一日

九二九

ニ謂フ關東軍規定モ本規定ト略々同様ニ付爲念
陸密第一〇一四號

動員部隊等ノ稱呼名ニ關スル件陸軍一般へ
通牒

昭和十二年九月十一日

陸軍省副官 櫛淵 鐘一

動員部隊等ノ稱呼名ニ關スル件左記ノ通定メラレタル
ニ付依命通牒ス

左記

動員部隊ノ名稱ハ凡テ軍事秘密ノ取扱ヲ爲スヘキモノ
トス之カ爲郵便、電信等ノ宛名及差出名、門札及諸揭
示、乗車（船）證等一般部外者ノ眼ニ觸ルヘキ箇所ニ
使用スル部隊ノ稱呼ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルモノトス
但シ密封書内ニ封入シ陸軍部内ニ往復スル公文書ニ在
リテハ部隊固有ノ名稱ヲ使用スルモノトス而シテ該密
封書ハ軍事秘密トシ其ノ表書ハ左ノ各號ニ依ル
一 動員部隊ハ特ニ規定スルモノノ外部隊長ノ姓ヲ冠
シ其々部隊ト稱シ司令部及本部ハ一律ニ本部ノ稱呼
ヲ附ス
二 平時部隊ト名稱ヲ同シウシ其ノ衛戍地ヲ離レサル
動員部隊（戰車聯隊、高射砲聯隊、要塞司令部、陸

軍病院等）ハ其ノ固有ノ部隊號ヲ又留守師團司令
部、各補充隊ハ「留守」「補充隊」ノ語ヲ除キ平時部
隊ノ部隊號ヲ其ノ儘使用スルモノトス
滿洲ニ派遣セラレアル部隊ノ留守部隊亦右ニ準シ
「留守部」「留守隊」ノ語ヲ除キタル部隊號ヲ其ノ儘
使用スルモノトス

例

步兵第三聯隊留守隊ハ步兵第三聯隊ト稱ス
但シ右ノ留守部隊ニ屬スル者部外ニ對スル公文書等
ニ職名ヲ使用スルノ要アル時ハ左ノ例ニ依ル

例

騎兵第二聯隊留守隊副官カ乗車證ニ記載スル職名
ハ「小野（留守隊長ノ姓）部隊副官」トス

三 停車場司令部、鐵道線區司令部、同支部、船舶輸
送司令部、同支部、碇泊場司令部ハ固有ノ名稱ヲ使
用スルコトヲ得

四 郵便、電信、荷物等ニ記載スル表書ノ宛名、差出

名ノ記載ニ方リテハ左ノ要領ニ依ル

(イ) 在滿部隊

滿洲派遣ト明記スルノ外關東軍ノ規定ニ依ル

(ロ) 在北支、上海部隊等

北支派遣、上海派遣等ノ區分ヲ明記シ且師團長及之ニ準スル部隊長ノ姓ヲ冠シ某々部隊氣付トナシ更ニ聯隊長及之ニ準スル獨立部隊長ノ姓ヲ冠シ某々部隊ト記シ次ニ中隊及之ニ準スル部隊ノ長ノ姓ヲ冠シ某々隊ト記載スルモノトス

例 歩兵第四十四聯隊第一中隊ニ差出スモノハ

「上海派遣山室部隊氣付和知部隊鈴木隊」ト

記載ス

(ハ) 内地、朝鮮、臺灣部隊

滿洲、支那等ニアル部隊トノ間ニ往復スルモノニ在リテハ第三號ノ部隊ヲ除クノ外凡テ部隊長名ニ依ル稱呼ヲ用フ

内地、朝鮮、臺灣相互間ノモノハ第一乃至第三號ノ規定ニ依ル

例

滿洲、支那等ヨリ歩兵第六聯隊補充隊第二中隊

ニ差出スモノハ

「名古屋市江口(補充隊長ノ姓)部隊田中隊」

ト記載ス

内地、朝鮮、臺灣ヨリ歩兵第六聯隊補充隊第二

中隊ニ差出スモノハ

「名古屋市歩兵第六聯隊第二中隊」ト記載ス

内地、朝鮮、臺灣ヨリ野砲兵第四聯隊留守隊内

ニ在ル陣地高射砲隊(動員部隊)ニ差出スモノ

ハ

「大阪府泉北郡和泉町野砲兵第四聯隊氣付山

田(陣地高射砲隊長ノ姓)部隊」ト記載ス

五 本規定ノ實施ニ伴ヒ各部隊長ハ所在地ノ郵便、鐵

道、警察等ノ地方官公署(地方鐵道ノ各會社、驛等

ヲ含ム)ニ其ノ稱呼名ヲ連絡スルト共ニ機密保持

ニ關シ協力ヲ求ムルモノトス

六 各方面ノ上級司令部ハ必要ニ應シ細部ノ規定ヲ設

クルコトヲ得該規定ハ之カ施行ニ先タチ陸軍大臣ノ

認可ヲ受クルモノトス

經給第五六號

昭和十二年十月一日

海軍省 經理局

關係各廳御中

傷病者送還旅費ニ關スル件通牒

首題ニ關シ曩ニ經給第四三號ヲ以テ通牒致置候處右ハ

海軍公報(部内限) 第二千七百二十九號

昭和十二年十月一日

九三一

本年十月一日以降上海出港ノ便船ヨリ停止ノコトト相成候

○ 辭 令

臺灣總督府測候所技師 西村 傳三
(各通) 臺灣總督府測候所技手 岡 四四亥

第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス(前海軍省) 小林 正喜
同 海軍技術會議員海軍大佐 和田 操

海軍艦政本部技術會議員ヲ命ス 飯倉 貞造
同 海軍航空本部技術會議員ヲ命ス

第三艦隊司令部ニ於ケル調査業務ヲ囑託シ報酬年額
貳千百六拾圓ヲ給ス(以上同)

海軍主計特務少尉 竹 永 章
海軍中佐 男爵 伊集院 松治(舞 要)

海軍少佐 山代 勝守(大 潮)
同 田中 正道(舞 廠)
(各通) 海軍大尉 妹尾 俊生(大 潮)
海軍機關少佐 中島 四郎(舞 要)

驅逐艦大潮審議委員ヲ命ス 同 藤野 清秀(大 潮)

海軍大佐 新葉 亭造(艦 本)

海軍中佐 佐藤 康夫(滿 潮)

同 杉浦 矩郎(軍 令)

海軍大尉 市原 千代次(滿 潮)

海軍機關中佐 長島 久之介(艦 本)

同 秋重 實惠(軍 務)

海軍機關少佐 淺山 敏夫(艦 本)

同 國末 辰志(滿 潮)

海軍造船少佐 玉崎 垣(艦 本)

海軍造船兵少佐 矢島 彌太郎(艦 本)

海軍技師 山内 正男(艦 本)

驅逐艦滿潮審議委員ヲ命ス 海軍中佐 三浦 速雄(艦 本)

同 海軍中佐 田村 久三(同)

海軍大尉 東 日出夫(五三驅潛)
海軍機關中佐 長島 久之介(艦 本)

同 北川 政(艦 本)

同 秋重 實惠(軍 務)

同 釜田 勇(軍 令)

同 石塚 正俊 (艦本)
 海軍造船少佐 龍 三郎 (同)
 同 玉崎 坦 (艦本監)
 海軍機關特務少尉 大森 知義 (五三驅潜)
 海軍技師 山内 正男 (艦本監)
 第五十三號驅潜艇審議委員ヲ命ス (以上計海軍艦政本部)

海軍主計兵曹長 遠藤 新治
 在名古屋首席監督官ノ命ヲ承ケ服務スヘシ (計海軍航空本部)

海軍公報 (部内限) 第二千七百二十九號 昭和十三年十月一日

九三三

○艦船所在

指定ヲ要セズ

○十月一日午前十時調

【横須賀】

對馬▲愛宕▲那珂▲阿武隈▲▽山城

沖風▲峯風▲▽羽風、秋風

伊七▲、呂五八▲

富士▲、尻矢、洲崎

(鈴谷)▲、(劍崎)▲、(高崎)▲

【長浦】

太刀風

呂五四、呂五五、呂五六、呂五七▲、呂五九▲

▽伊二四、伊二三

【館山】

澤風▲

【大湊】

帆風▲

【函館】▽神風、野風、波風、沼風

大泊▲

【吳】 矢矧、韓崎▲、比叡▲、最上▲、扶桑、伊勢、

衣笠、青葉、▽球磨

夕顔、葛

呂五一▲、呂五三▲、呂二六▲、呂二七▲

呂二八▲、▽呂三三、呂三四、伊五一、

▽伊二二、伊二一、伊五五、▽伊五四、

伊五三、▽伊五七、伊五六、伊五八、

伊七一

石廊

(蒼龍)▲、(千歲)▲

【大阪】

古鷹▲

【神戸】▽(滿潮)▲、(山雲)▲

▽伊七二、伊七三

【因島】▽(荒潮)▲、(伊八)▲、(伊七五)▲

▽伊八、伊七五

【江田内】 平戸、淺間

【舞鶴】 吾妻▲

▽白雲▲、東雲▲、叢雲▲、薄雲▲

伊五二

(大潮)▲

【佐世保】 赤城▲、加古▲、長良、金剛、▽常磐、能登呂、

梨▲、竹▲、樞▲、桃▲、柳▲、檜▲、董▲、▽蓼▲、

菱▲、蓬▲、矢風、▽島風、汐風

呂三〇▲、呂三一▲、呂三二▲、呂六〇▲、

呂六一▲、呂六二▲、呂六四、▽呂六三、

呂六八、▽呂六七、呂六五、呂六六

敷島▲、攝津、野島▲

(熊野)▲、(夏雲)▲、(伊七四)▲

【寺島水道】▽陸奥、長門、日向、▽霧島、榛名、嚴島、

大井

▽山風、海風、江風、涼風

【長崎】 三隈

【馬公】 朝風▲、疾風

【基隆】 漣

【高雄】 多摩

【鎮海】
 【旅順】
 【塘沽】
 【大沽沖】
 【上海】
 【南澳島】
 【馬祖島】
 【福州沖】
 【廈門港外】
 【汕頭沖】
 【サイパン】
 【作業地】

【鎮海】
 【旅順】
 【塘沽】
 【大沽沖】
 【上海】
 【南澳島】
 【馬祖島】
 【福州沖】
 【廈門港外】
 【汕頭沖】
 【サイパン】
 【作業地】

【鎮海】
 【旅順】
 【塘沽】
 【大沽沖】
 【上海】
 【南澳島】
 【馬祖島】
 【福州沖】
 【廈門港外】
 【汕頭沖】
 【サイパン】
 【作業地】

【鎮海】
 【旅順】
 【塘沽】
 【大沽沖】
 【上海】
 【南澳島】
 【馬祖島】
 【福州沖】
 【廈門港外】
 【汕頭沖】
 【サイパン】
 【作業地】

【航海中】
 磐手、八雲
 襟裳
 春日
 松風

朝顔、
 如月、
 灘風、
 伊六八、
 伊六二、
 伊六五、
 伊四、
 伊六三、
 伊六二、
 伊六四、
 伊六六、
 伊六七、
 伊六八、
 伊六九、
 伊七〇、
 伊六一、
 伊六二、
 伊六四、
 伊六七、
 伊六六、
 伊六五、
 伊二、
 伊三、
 伊六、
 伊四、
 伊五、
 伊五九、
 伊六〇、
 伊六三、
 伊六、
 伊七、
 伊八、
 伊九、
 伊一〇、
 伊一一、
 伊一二、
 伊一三、
 伊一四、
 伊一五、
 伊一六、
 伊一七、
 伊一八、
 伊一九、
 伊二〇、
 伊二一、
 伊二二、
 伊二三、
 伊二四、
 伊二五、
 伊二六、
 伊二七、
 伊二八、
 伊二九、
 伊三〇、
 伊三一、
 伊三二、
 伊三三、
 伊三四、
 伊三五、
 伊三六、
 伊三七、
 伊三八、
 伊三九、
 伊四〇、
 伊四一、
 伊四二、
 伊四三、
 伊四四、
 伊四五、
 伊四六、
 伊四七、
 伊四八、
 伊四九、
 伊五〇、
 伊五一、
 伊五二、
 伊五三、
 伊五四、
 伊五五、
 伊五六、
 伊五七、
 伊五八、
 伊五九、
 伊六〇、
 伊六一、
 伊六二、
 伊六三、
 伊六四、
 伊六五、
 伊六六、
 伊六七、
 伊六八、
 伊六九、
 伊七〇、
 伊七一、
 伊七二、
 伊七三、
 伊七四、
 伊七五、
 伊七六、
 伊七七、
 伊七八、
 伊七九、
 伊八〇、
 伊八一、
 伊八二、
 伊八三、
 伊八四、
 伊八五、
 伊八六、
 伊八七、
 伊八八、
 伊八九、
 伊九〇、
 伊九一、
 伊九二、
 伊九三、
 伊九四、
 伊九五、
 伊九六、
 伊九七、
 伊九八、
 伊九九、
 伊一〇〇

(號外六頁、辭令公報添)

0258

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十二年十月一日(金)
海軍大臣官房

○令 達

官房第五〇一一號
昭和六年乃至九年事變第三次功績調査期日ヲ昭和十二年十月三十一日ト定ム、各所轄長ハ昭和十一年四月一日以降同十二年七月六日ニ至ル期間ニ於ケル其ノ所轄勤務員ノ功績ヲ調査シ本年十二月十日迄ニ到達スル様海軍功績調査規程第八條ノ手續(履歷書ハ別途扱)ヲ爲スベシ

昭和十二年九月三十日

海 軍 大 臣

○通 牒

人秘第五八號

昭和十二年九月三十日

海 軍 省 人 事 局 長

各 廳 長 殿

海軍公報 (部内限) 號外

功績具申ニ關スル件通牒

今般官房第五〇一一號ヲ以テ昭和六年乃至九年事變第三次功績調査ヲ令セラレ候處本件ハ昭和十二年九月九日人秘第五一號ニ依ル支那事變功績調査ニ先テ昭和六年乃至九年事變第二次行賞以降支那事變前日迄ノ期間ニ於テ特ニ功績アリタルモノニ付調査セシメラルモ、ニシテ之ガ調査ノ細目ニ關シテハ海軍功績調査規程ノ外左記ニ依ル儀ト御承知相成度

記

一、功績調査範圍

自昭和十一年四月一日至同十二年七月六日期間ニ於テ滿洲國、中華民國及其ノ沿海並ニ前進基地、旅順要港部、馬公要港部等ニ勤務シ昭和六年乃至九年事變ニ功績アリタル軍人、軍屬、囑託者、工員、部外者等

二、功績調査書類ノ取扱

所屬長官ニ進達迄ノ手續ハ海軍功績調査規程ニ定ムル調査手續ニ據ラズ事務簡捷ヲ圖ル爲功績明細書ハ

有功績當該所轄長ヨリ、履歷書ハ昭和十二年十月三十一日現在所轄長ヨリ直接進達ノコトトシ左ノ通處

(一) 功績明細書

功績調査範圍ニ該當セル所轄長ハ現在員及嘗テ該所轄ニ勤務セシモノ(臨時補職、承命服務、兼務應勤務、其ノ他臨時勤務者等ヲ含ム)ニ對シ該所轄ニ於ケル功績ニ就キ功績明細書ヲ調製シ之ニ功績具申名簿(書式第一)、見認證書、表彰狀、感謝狀寫等ヲ添付シ所屬長官ニ進達ス(轉勤者ニ對スルモノハ新所轄長ニ移牒セズ)

但シ功績調査期間ニ於テ滿洲國、中華民國及其ノ沿海並ニ前進基地、旅順要港部、馬公要港部等ニ勤務セシコトアルモ無功績ト認定セラレタル者ニ對シテハ無功績者名簿(書式第二)ヲ作製添付ス功績明細書第一行ノ位勳功官職氏名ハ昭和十二年七月七日現在ノモノヲ記載ス、其ノ他之ガ記註ニ關シテハ昭和十二年九月九日人秘第五一號中第二ノ(一)功績明細書ノ調製ノ各項ヲ參照スルコト

(二) 履歷書

(イ) 各所轄長ハ昭和十二年十月三十一日ニ於ケル

現在員ニ付功績調査期間中左ノ各部ニ勤務セルモノニ對スル履歷書ヲ調製シ履歷書進達名簿(書式第一)ヲ添付シ所屬長官ニ進達ス

(1) 滿洲國、中華民國及其ノ沿海ニ勤務セシコトアルモノハ無功績者ヲモ含ミ全部(軍艦春日、特務艦知床、室戸、野島等ハ支那航海セシモ叙勳加算ナキ爲本人ノ履歷表ニハ支那航海ノ記事ナキモノアリ)

(2) 昭和十一年九月二十四日內令第三四七號ニ依ル第十一航空隊並ニ之カ輸送ニ從事セシ特務艦鶴見、野島、早瀬、知床等

(3) 旅順要港部、馬公要港部

(ロ) 履歷書第一行ノ官職氏名ハ昭和十二年七月七日現在ノモノヲ記シ記事欄最初ニ昭和十一年四月一日現在ノ所轄、官等、位勳功(勳記、功記番號附記)等ヲ記載ス、以後同十二年七月七日迄ノ轉勤、任用進級、彼位、彼勳、賞罰、入院(第何種症及傷病名附記)、離現役(歸休、召集、解除ヲ含ム)、免官、解職、罷免、逃亡、勾留、改氏名等漏ナク記載ス

尙之ガ記註ニ關シテハ人秘第五一號中第二ノ(三)

履歷書ノ調製ノ各項ヲ參照スルコト
 (ハ) 昭和十一年四月一日以降離現役、退職若ハ死亡等ノ軍人及文官ニ對スル履歷書ハ本人履歷書正本(原表)保管ノ廳ニ於テ調製スルモノトス
 (ニ) 本履歷書ハ功績調査並ニ上奏書調製等ノ基礎トナルベキモノニ付昭和十二年十月三十一日現在ノ全勤務員ニ就キ准士官以上履歷書及下士官

兵履歷表等ヲ精細ニ調査シ該當者ノ遺漏ナキヲ期スルト共ニ之ガ記註ニ關シテハ年月日、位勳功、官職、任用進級、轉勤轉職等ノ誤記又ハ記事漏等ナキ様特ニ留意スルコト
 (ホ) 履歷書ノ進達スベキモノナキ所轄長ハ其ノ旨海軍省人事局長宛通知ノコト

書式第一

昭和 年 月 日

所 轄 長 印

海軍大臣殿

功績具申名簿 (種別名)
 (履歷書進達名簿)

併合番號	入籍番號	官(職)	氏名
(本欄ハ空欄トス)			

(備考) 5cm

一、本名簿ハ軍人ニ在リテハ候補生以上、特務士官、准士官、下士官兵ノ四種ニ、軍屬共ノ他ニ在リテハ高等文官、判任文官、囑託者、雇員、傭人、工員、部外者ノ七種ニ區分シ各別冊トシ更ニ官等順ニ記載ス

海軍公報 (部内限) 號外

二、功績具申名簿ニハ無功績者ノ記載ヲ要セズ

書式第二

滿洲國、中華民國等勤務者中無功績者名簿

所 轄 長 團

内地發着年月日 (昭和十一年八月二十日 同十一年九月五日)	滿洲國、中華 民國等勤務地 (青 島)	任 務 (外國鎮戍)	昭和六年乃至 九年事變從軍 記章の有無 (無)	入籍番號	官(職)	氏 名
-------------------------------------	---------------------------	---------------	----------------------------------	------	------	-----

(備考)

- 一、本名簿ハ昭和十一年四月一日以降同十二年七月六日迄ノ期間ニ於テ滿洲國、中華民國及其ノ沿海、前進基地ニ行動セシ艦船部隊廳並ニ馬公要港部、旅順要港部等ニ勤務セシモノノ内當該所轄長ニ於テ無功績ト認定セラレタルモノニ付調製ス
- 二、昭和六年乃至九年事變從軍記章ノ有無欄ハ轉勤者ニ對シテハ記入ヲ要セズ
- 三、括弧内ハ記載例ヲ示ス

人秘第五八號ノ二

昭和十二年九月三十日

海軍省人事局長

各廳長殿

功績概見表ニ關スル件通牒

昭和六年乃至九年事變第三次行賞ニ關スル功績調査資料トシテ左記ニ據リ功績概見表ヲ調製シ十一月十日迄ニ到達スル様所屬長官經由進達相成度依命

<p>一、期間及範圍 人秘第五八號ニ同ジ</p> <p>二、様式 機密番號</p>		<p>記</p>	
<p>應名 昭和六年乃至九年事變第三次行賞期間功績概見表</p> <p>廳長 官 氏 名 團</p>			
區	分	功績標準	戰闘行動、事變關係業務等
		<p>(自年月日 至年月日) 北海ニ於ケル邦人殺害事件ニ際シ 支那軍ハ我ガ調査員ノ上陸ヲ拒絶シ一戰ヲモ辭セザル意氣ヲ示シタルヲ以テ海南島ニ在リテ萬一ニ備フ)</p> <p>(年月日内地發着 年月日内地歸着) 青島外國鎮戍</p>	<p>(我が軍ノ威 歴ニヨリ抗日 救國軍撤退シ 我が調査員上 陸調査終了 ス)</p>
<p>所屬長官(司令官) 所見</p>			
<p>備考</p> <p>一、區分ハ驅逐艦、掃海艇、潜水艦、敷設艇、隊、部、課別等行動作業ヲ異ニセルモノハ成ルベク細別記載スルコト</p> <p>二、功績標準ハ廳トシテノ全功績ヲ基礎トシ小區分セル各ニ對シテ夫々海軍功績調査規程ニ依ル功績等級ヲ附ス</p>			

軍公公報 (部内限) 號外

- 三、其ノ他ノ各欄共功績審査上必要ト認ムル事項ハ成ルベク詳細ニ記載シ欄内ニ纏メ得ザル時ハ別紙ニ記載シ添付ス
- 四、事變關係ノ行動又ハ業務ニ關シ發令(受令)セシ主ナルモノノ寫ヲ別紙ニ記載シ添付ス
- 五、事變日誌、行動日誌等功績調査資料ヲ添付ス
- 六、括弧内ハ記載例ヲ示ス

海軍公報

(部内限) 第二千七百三十號

昭和十二年十月二日(土)

海軍大臣官房

○令達

官房機密第三六五五號ノ二

本年官房機密第三六五五號臨時軍事費整理規程中左ノ
通追加ス

昭和十二年十月一日

海軍大臣

第二條三雜給及雜費中

〔三〕 俘虜給養規程第六條及昭和十二年官房機密第
三六三六號ニ依リ要スル分〕ヲ加フ

同條四衣糧費中

〔七〕 俘虜給養規程第二條及第三條ニ依リ要スル分〕
ヲ加フ

同條六患者費中

〔六〕 俘虜給養規程第五條ニ依リ要スル分〕ヲ加フ
同條一六雜費中

〔四〕 俘虜給養規程第四條及第七條ニ依リ要スル分〕
ヲ加フ

○通牒

軍需機密燃第一〇三號ノ三

昭和十二年九月三十日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

燃料單價追加ノ件通牒

軍需機密燃第一〇三號ノ二ニ左記ノ通追加ス

品種	箇所
航空九二揮發油	横須賀軍需部 〇三三四
	霞ヶ浦軍需支庫 〇三三四
	大湊要港部 〇三三七
	パラオ軍需支庫 〇三三六
	吳軍需部 〇三三四
	舞鶴要港部 〇三三六
	吳軍需部 〇三三九
	佐世保軍需部 〇三五七
	馬公要港部 〇三〇一
	鎮海要港部 〇三六一
	旅順要港部 〇三〇二

記

經庶第一七四號

昭和十二年九月二十七日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

輸出用製造煙草賣渡價格ノ件通牒

首題ニ關シ別紙ノ通通知有之候條御了知相成度

追而別表賣渡價格ハ製造工場渡價格ニ有之候條爲念

申添候

(別紙)

甲第二〇九五號ノ二

昭和十二年九月二十日

專賣局長官 荒井誠一郎

海軍省經理局長殿

輸出用製造煙草賣渡價格ノ件

今回ノ事變ニ際シ出征部隊官給並酒保用トシテ貴省ニ

賣渡ス紙卷煙草ハ九月二十日以降各定價ノ「百分ノ五

十」ニ相當スル金額ニテ賣渡スコトニ省議決定候條右

御了承相成度此段申進候他

追テ別紙陸海軍輸出用製造煙草賣渡價格表御參考迄

ニ添附致置候尙ほまれノ賣渡價格ハ從來ノ通ニ有之

候條爲念申添候

陸海軍輸出用製造煙草賣渡價格表(一木箱當)

品種	定價	賣渡價格
ほまれ(二十本入) 千個詰	七〇、〇〇〇	二八、三〇〇
敷島	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
朝日	一七〇、〇〇〇	八五、〇〇〇
ホープ(五十本入) 二百ヶ詰	一八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
同(十本入) 八百ヶ詰	一四四、〇〇〇	七二、〇〇〇
チエリー(五十本入) 二百ヶ詰	一二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
同(十本入) 千五百ヶ詰	一八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
翼	二二五、〇〇〇	一一二、五〇〇
光	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
ゴールデン バット	一二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

經庶第一七八號

昭和十二年九月二十七日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

輸出用製造煙草ニ關スル件通牒

今般別項ノ通專賣局長官ヨリ輸出用製造煙草價格ノ件申進有之候處之ガ買受手續等ニ關シ左記ノ通專賣局ト協定致候

追テ輸出用製造煙草ハ官給竝ニ酒保用トシテ專賣法施行地域外ニ輸出スル場合ニ限リ該通牒價格ニテ賣渡ス主旨ニ有之右地域内ニハ絶對ニ搬入セラレザル様嚴重取締方要望有之候

記

一、今次事變ノ爲戰亂地方ニ出動中ノ艦船用ハ輸出用ト看做シ又恤兵金ヲ以テ購入スルモノハ官給品ニ準ジ取扱フ

二、煙草專賣法施行細則第三十二條ニ依ル輸出免狀ハ托送艦船行動機密保持ノ關係上差出サザルコト又陸揚證明書ハ左ノ區分ニ依リ調製ス

第三艦隊酒保物品部納メ又ハ
其ノ他上海ニ陸揚スルモノ

上海主計科駐在武官

其ノ他ノモノ

現品購入艦船主計長但シ一括送付ノ現品ヲ數艦ニ分配ノ場合ハ

代表艦主計長便宜一併ニ作製ス
三、代金ハ要求ニ依リ賣渡豫定日ヨリ二ヶ月以内ノ無擔保延納差支ナシ

參照

煙草專賣法施行細則第三十二條
輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ヲ買受ケタル者ハ輸出後專賣局長ノ指定シタル期間内ニ輸出免狀竝ニ外國仕向地ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ專賣局ニ差出スベシ

經庶第一七九號

昭和十二年九月二十七日

海軍省經理局長
海軍省軍需局長

關係各廳長殿

輸出用製造煙草ノ仕入方法ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ本月二十七日經庶第一七八號ヲ以テ通牒ノ處之ガ仕入ノ方法ハ左記ニ依リ處理相成様致度

記

一、酒保用煙草ノ買受申請ハ經理局ニ於テ之ヲ爲ス但戰時給與品トシテ購入スルモノハ關係契約擔任官

海軍公報(部内限)第二千七百三十號 昭和十二年十月二日

九三九

ニ於テ契約スルヲ妨グズ
 二、上海方面用並佐世保ヲ輸送基地トスルヲ利便トスル各廳用品ハ佐世保軍需部ニ於テ出來得ル限リ取纏メノ上軍需局ニ購入ノ要求ヲ爲ス但シ急ヲ要スル場合ハ直接軍需局ニ要求シ其寫ヲ佐世保軍需部ニ送付スルモノトス
 三、現品受込其他ノ都合上他ノ軍港所在ノ機關ヲ通ズルヲ利便トスル場合ハ前號ニ準ズ
 四、專賣局ニ於ケル引渡官署(爲參考末尾ニ附記ス)指令ノ關係モアリ引渡希望期日ノ少クトモ十五日以前迄ニ專賣局ニ申請ヲ要ス
 五、代金決済ノ爲要スレバ軍事郵便所過剩金振替ノ例ニ準ジ經理局分任官吏ニ於テ處理差支ナシ

參考
 煙草引渡官署概ネ左ノ如シ
 東京(敷島、みのり、朝日、曉)、品川(バット)
 芝(ホープ、チェリー、光、バット、翼)
 大阪(ほまれ、バット)、高松(朝日)
 岡山(響)、廣島(バット)、福岡(バット)
 熊本(響)

○ 辭令

上海へ出張ヲ命ス(海軍省)
 海軍艦政本部 海軍書記 吉井 梅一
 船造兵監督長 海軍少將 杉山 俊亮
 名古屋地方ノ監督任務ニ從事スヘシ
 海軍機關大佐 長野 健輔
 自今在名古屋監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(以上請
 海軍艦政本部)

○ 雜款

○第一砲艦隊各艦行動豫定
 特設砲艦首里丸(司令砲艦)
 地 名 着 發
 宇 品 九月三十日 九月三十日
 吳 佐 十月五日 十月四日
 佐世保
 特設砲艦廬山丸
 地 名 着 發
 相 生 十月二日 十月一日
 吳 佐 十月五日 十月四日
 佐世保

<p>特設砲艦長壽山丸 地名 着 發 岡山縣日比町玉 十月五日 吳世保 十月八日</p>	<p>特設砲艦華山丸 地名 着 發 同 十月五日 其ノ後ハ 十月七日</p>	<p>○郵便物發送先 第一砲艦隊各艦宛 第一砲艦隊司令部(首里丸内)及特設砲艦首里丸宛 十月三日迄ニ到達見込ノモノハ 吳世保 其ノ後ハ 佐世保</p>	<p>特設砲艦廬山丸宛 十月三日迄ニ到達見込ノモノハ 吳世保 其ノ後ハ 佐世保</p>	<p>特設砲艦長壽山丸宛 十月四日迄ニ到達見込ノモノハ 岡山縣玉造船所内 吳 同 六日迄ニ同</p>
<p>其ノ後ハ 佐世保 特設砲艦華山丸宛 十月五日迄ニ到達見込ノモノハ 兵庫縣播磨造船所内</p>	<p>同 七日迄ニ同 吳世保 其ノ後ハ 佐世保</p>	<p>特設水上機母艦衣笠丸 當分ノ間 横須賀</p>		

海軍公報(部内限)第二千七百三十號 昭和十二年十月二日

○艦船所在

▲印ハハホフ
指定ヲ要セズ

○十月二日午前十時調

【横須賀】

對馬▲、愛宕▲、那珂▲、阿武隈▲、▽山城

沖風▲、峯風▲、▽羽風、秋風

伊七▲、呂五八▲

富士▲、尻矢、洲崎

(鈴谷)▲、(劍崎)▲、(高崎)▲

【長浦】

太刀風

呂五四、呂五五、呂五六、呂五七▲、呂五九▲

▽伊二四、伊二三

【館山】

澤風▲

【大湊】

帆風▲

【函館】

▽神風、野風、波風、沼風

大泊▲

【吳】

矢矧、韓崎▲、比叡▲、最上▲、扶桑、伊勢、

衣笠、青葉、▽球磨

夕顔、葛

呂五一▲、呂五三▲、呂二六▲、呂二七▲

呂二八▲、▽呂三三、呂三四、伊五一、

▽伊二二、伊二一、伊五五、▽伊五四、

伊五三、▽伊五七、伊五六、伊五八、

伊七一

石廊

(蒼龍)▲、(千歲)▲

【大阪】

古鷹▲

【神戸】

(滿潮)▲、(山雲)▲

【因島】

▽薄▲、藤▲

【江田内】

平戸、淺間

【舞鶴】

吾妻▲

【佐世保】

伊五二

【大湖】

伊五二

【寺島水道】

(熊野)▲、(夏雲)▲、(伊七四)▲

【長崎】

三隈

【馬公】

多摩

【基隆】

潮風▲、疾風

【赤城】

加古▲、長良、金剛、▽常磐、能登呂、

【梨竹】

樞▲、桃▲、柳▲、檜▲、菫▲、▽菱▲、

【矢矧】

▽島風、夕風

【呂三〇】

呂三一▲、呂三二▲、呂六〇▲

【呂六一】

呂六二▲、呂六四、▽呂六三、

【呂六八】

▽呂六七、呂六五、呂六六

【敷島】

攝津、野島

【陸奥】

長門、日向、▽霧島、榛名、殿島、

【大井】

大井

【山風】

海風、江風、涼風

【三隈】

三隈

【多摩】

多摩

【朝風】

朝風▲、疾風

鎮海 〔華、榆〕

旅順 〔菊〕

塘沽 〔葵〕

大沽沖 〔萩〕

上海 〔出雲、安宅、八重山、熱海、比良、勢多、鳥羽、二見、保津、堅田、嵯峨〕

蓮、栗、梅

馬祖島 〔春風〕

福州沖 〔龍田〕

厦門港外 〔旗風〕

汕頭沖 〔早苗〕

サイパン 〔膠州〕

作業地 〔木曾、長鯨、神通、由良、名取、鬼怒、川内、高雄、摩耶、沖島、神威、白鷹、足柄、羽黒、那智、北上、駒橋、鳥海、迅鯨、大鯨、五十鈴、妙高、勝力、淀、龍嶽、鳳翔、加賀〕

〔初雪、白雪、吹雪、天霧、夕霧、朝霧、望月、菊月、夕月、三月月、夕立、村雨、初霜、五月雨、春雨、時雨、有明、白露、夕暮、子日、若葉、初春、夕風、朝風、響、雷、電、追風、綾波、浦波、磯波、敷波、臘、曙、潮、吳竹、芙蓉、刈萱、朝顔、曉、狹霧、陸月、卯月、彌生、如月、文月、長月、水無月、草月、朝潮〕

灘風、汐風
伊六八、伊六九、伊七〇、伊六一、伊六二、伊六四、伊六七、伊六六、伊六五、伊二、伊一、伊三、伊六、伊四、伊五、伊五九、伊六〇、伊六三、鴻、隼、鵠、鴨、雉、鷺、鳩、雁、千鳥、初雁、友鶴、真鶴

掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、掃六、掃一四、掃一三、掃一五、掃一七、掃一八

鳴戸、朝日、鶴見、室戸、間宮、早鞆、隠戸、知床、佐多

〔航海中〕

磐手、八雲 (九月十七日亞丁發「バタビア」)

襟裳 (九月二十六日「オ」發「徳山」)

春日 (九月三十日函館發「横須賀」)

松風 (九月三十日馬公發「厦門港外」)

夕張 (一日南澳島發「東沙島」)

天龍 (一日馬祖島發「基隆」)

若竹 (一日南澳島發「高雄」)

柿 (一日鎮海發「作業地」)

(辭令公報添)

0271

海軍公報

(部内限) 第二千七百三十一號

昭和十二年十月四日(月)

海軍大臣官房

○通牒

部

軍需第二〇〇號

昭和十二年十月四日

昭和三十二年十月四日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

糧食給與食數ニ關スル件通牒

今次支那事變ニ關シ海軍戰時給與規則施行細則第十二條第十三條第二號及第三號ニ依リ糧食ヲ給與シタルトキハ毎月其ノ前月ニ於ケル食數ヲ各條項毎ニ區分シ通報相成度

追テ九月迄ノ給與食數ハ此ノ際取纏メ通報相成度

軍需第二二〇號ノ四

昭和十二年十月四日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

艦營需品定額表定數ニ關スル件照會

六月十一日軍需第二二〇號通牒(六月十五日海軍公報掲載)ニ依リ組替整理セシ左記品名中該整理ノ結果定額表定數變更ノ必要ヲ認ムルモノハ艦營需品經理規程第十三條ノ規定ニ依リ十一月末日迄ニ請求手續取計相成度

機關長主管

記

種別	類別	品名	記事
備品	二	ゴム手桶	
同	二	硫酸注入器	
種別	類別	品名	記事
消耗品	一	寒暖計皮	
同	五	縮子管	

海軍公報(部内限) 第二千七百三十一號 昭和十二年十月四日

九四五

同	同	同	備品	種別	砲術長主管	同	備品	同	同
一	一	一	一	類別		一一	一	五	五
注	溶	立	電池用漏斗大	品名		寒	ゴム手袋	同	同
水器	液瓶大	量		記事		暖		戊	乙
						計			
						丙			
本主管及他(他主管渡ハ主) (管毎ニ數取ヲ) 明記スルコト 本主管及他(他主管渡ハ主) (管毎ニ數取ヲ) 明記スルコト					工作長主管(金工ノ部)及(木工ノ部)				
同	備品	同	消耗品	種別			同	同	消耗品
一	一	一二	一二	類別			八	七	五
水	電池用漏斗小	桐	塩化亞鉛	品名			ゴ	ス	硝子
鉢		鋸		記事			ム	ボ	管子
		屑					管	イ	管子
								ト	
								甲	
本主管及他(他主管渡ハ主) (管毎ニ數取ヲ) 明記スルコト					砲術長主管渡ニ限ル 砲術長主管渡ニ限ル 砲術長主管渡ニ限ル				

同	消耗品	一二	溶液	瓶小	水雷長主管	種別 類別 品名 記事	消耗品	一二	絶縁線大	種別 類別 品名 記事	消耗品	一二	絶縁線小	種別 類別 品名 記事
	同	同	同	同				同	同			同	同	

○辭令

海軍大佐 山崎 重暉
 海軍軍事普及部委員ヲ命ス(訪海軍省)
 海軍機關大佐 中村 止
 海軍航空本部技術部第二課長缺員中同職代理ヲ命ス
 (訪海軍航空本部長)
 海軍少佐 木田 達彦
 海軍航空本部航空事故研究調査會幹事ヲ免ス
 同 平本 道隆
 海軍航空本部航空事故研究調査會委員ヲ命ス
 海軍航空本部航空事故研究調査會幹事ヲ命ス(以上
 訪海軍航空本部)

○雜款

○軍艦三限行動豫定
 地名 着 發
 長 佐 長 十月 十月
 世 保 崎 四 四
 崎 十月 七 日 日
 ○郵便物發送先
 軍艦三限宛 十月 六 日迄ニ到達見込ノモノハ 佐 世 保
 其ノ後ハ 長 崎
 軍艦淀宛 十月 二十四日迄ニ到達見込ノモノハ 旅 順
 其ノ後ハ 吳

海軍公報(部内限)第二千七百三十一號

昭和十二年十月四日

九四七

0274

海軍公報(部内限)第二千七百三十二號 昭和十二年十月四日

九四八

軍艦大鯨宛

自今

横須賀

特設水上機母艦神川丸宛

自今

佐世郵便局氣付

○事務所移轉

軍艦熊野艀裝員事務所ヲ
自九月二十八日
至十月六日 吳海軍工廠内ニ
移轉ス

○艦船所在

指▲印▲ハ▲ホ▲フ
定▲ヲ▲要▲セ▲ズ

○十月四日午前十時調

【横須賀】

對馬▲愛宕▲那珂▲阿武隈▲▽山城▲春日
沖風▲峯風▲▽羽風▲秋風

伊七▲呂五八▲

富士▲尻矢▲洲埼

(鈴谷)▲(劍埼)▲(高崎)▲

【長浦】

呂五四▲呂五五▲呂五六▲呂五七▲呂五九▲
▽伊二四、伊二三

【串本】

澤風

【大湊】

帆風▲
▽神風、野風、波風、沼風

【函館】

大泊▲
矢矧、韓崎▲、比叡▲、最上▲、扶桑、伊勢、
衣笠、青葉、▽球磨

夕顔、葛

呂五二▲呂五三▲呂二六▲呂二七▲

呂二八▲▽呂三三、呂三四、伊五一、

▽伊二二、伊二一、伊五五、▽伊五四、

伊五三、▽伊五七、伊五六、伊五八、

伊七一

石廊

(蒼龍)▲(千歲)▲

【大阪】

古鷹▲

【神戸】

(滿潮)▲(山雲)▲
▽伊七二▲伊七三▲
(荒潮)▲(伊八)▲(伊七五)▲

【因島】

▽薄▲、藤▲
平戸、淺間

【江田内】

吾妻▲
▽白雲▲東雲▲叢雲▲薄雲▲
伊五二

【舞鶴】

(大潮)▲

【佐世保】

赤城▲加古▲長良、金剛、大鯨、▽常磐、能
登呂、

梨▲竹▲榎▲桃▲柳▲檜▲萱▲▽蓼▲

菱▲蓬▲矢風、▽島風、夕風、灘風

呂三〇▲呂三一▲呂三二▲呂六〇▲

呂六一▲呂六二▲呂六四、▽呂六三、

呂六八、▽呂六七、呂六五、呂六六

敷島▲攝津、野島

(熊野)▲(夏雲)▲(伊七四)▲

【寺島水道】

▽陸奥、長門、▽霧島、榛名、嚴島、
大井

【橘灣】

▽山風、海風、江風、涼風

【長崎】

▽三隈
馬公▲▽五十鈴、
朝風▲旗風

【馬公】

佐多

海軍公報(部内限)第貳千七百三十一號 昭和十二年十月四日

【基隆】 漣
 【高雄】 若竹、朝顔
 【鎮海】 葦
 【旅順】 萩
 【塘沽】 葵
 【大沽沖】 菊
 【上海】 出雲、安宅、八重山、熱海、比良、勢多、鳥羽、二見、保津、堅田、嵯峨、蓮、栗、梅
 【福州沖】 龍田
 【廈門港外】 松風
 【汕頭沖】 早苗
 【サイパン】 膠州
 【バタビア】 磐手、八雲
 【作業地】 木曾、長鯨、神通、由良、名取、鬼怒、川内、高雄、摩耶、沖島、神威、白鷹、足柄、羽黒、那智、北上、駒橋、鳥海、迅鯨、妙高、勝力、淀、龍驤、鳳翔、加賀、多摩、夕張、初雪、白雪、吹雪、天霧、夕霧、朝霧、望月、菊月、夕月、三日月、夕立、村雨、五月雨、春雨、時雨、有明、白露、夕暮、初霜、子日、若葉、初春、夕風、朝風、響、雷、電、追風、疾風、綾波、浦波、磯波、敷波、臘、曙、潮、吳竹、芙蓉

【航海中】
 襟裳 (九月二十六日「オハ」發—徳山へ)
 天龍 (三日基隆發—馬公へ)
 太刀風 (四日横須賀發—大島方面へ)
 劉萱、曉、狹霧、陸月、卯月、彌生、如月、文月、長月、水無月、皁月、朝潮、柿、楡、沙風、春風
 伊六八、伊六九、伊七〇、伊六一、伊六二、伊六四、伊六七、伊六六、伊六五、伊二、伊一、伊三、伊六、伊四、伊五、伊五九、伊六〇、伊六三、鴻、隼、鵠、鴨、雉、鷲、鳩、雁、千鳥、初雁、友鶴、真鶴
 掃六、掃五、掃二、掃三、掃四、掃二、掃一六、掃一四、掃一三、掃一五、掃一七、掃一八
 鳴戸、朝日、鶴見、室戸、間宮、早瀬、隠戸、知床

(辭令公報添)

(限 内 部)

0277

海軍公報 (部内限) 附録

海軍大臣官房

昭和十二年十月四日(月)

昭和十二年六月中ニ於ケル艦船恩給年加算始終期左ノ通

(海軍省軍務局
海軍省人事局)

夕張	天龍		龍田		艦船名	加算始終期(左) (右)	發地名	行先	任務	加算率(一月)	恩給叙勳	記事
	六二七	六二七	六二七	六二七								
六二七 同	六二〇 高	六一八 同	六一四 旅	六一五 同	龍田 順	六二七 馬	青威 海島	外國鎮戍	一月半	同上		
六二三 馬	六二〇 高	六一八 同	六一四 旅	六一五 同	龍田 順	六二七 馬	青威 海島	外國鎮戍	一月半	同上		
六二三 馬	六二〇 高	六一八 同	六一四 旅	六一五 同	龍田 順	六二七 馬	青威 海島	外國鎮戍	一月半	同上		
六二三 馬	六二〇 高	六一八 同	六一四 旅	六一五 同	龍田 順	六二七 馬	青威 海島	外國鎮戍	一月半	同上		

海軍公報 (部内限) 附録

0278

若竹	松旗朝春 風風風風	神風	淀	出雲	磐八 手雲	勝力	駒橋
六	六	六	六	六	六	六	六
一	六	二	二	二	一	一	二
馬	馬	大	同	旅	馬	基	大
公	公	湊	順	公	保	隆	泊
		塘	營	青	流	揚	地
		蔡	口	島	島	子	印
		加	島	島	域	江	度
		同	同	同	外	國	支
		同	同	同	國	鎮	那
		一	一	一	一	三	露
		月	月	月	月	分	領
		半	半	半	半	ノ	樺
		同	同	同	同		太
		上	上	上	上		同
							遠
							洋
							航
							海
							一
							三
							分
							ノ

海軍公報 (部内限) 附録

二

0279

海軍公報 (部内限) 附録

萩			葵		菊	早	吳		
						苗	竹		
六六	六	六六	六六	六六	六六	六	六	六六	六六
二二	二九	二六	二〇	二五	一三	三	二七	二七	一六
同	同	同	同	同	同	同	馬	馬	高
順			順		順		公	公	雄
塘沽	南	芝罘	龍廟	芝罘	青島	塘沽	汕頭	厦門	汕頭
龍口	龍口		龍口	龍口	龍口	香港	厦門		
同	同	同	同	同	同	外國	同	外國	外國
鎮						鎮			鎮
戊						戊			戊
一月半	一月半	一月半	一月半	一月半	一月半	一月半		一月半	一月半
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上

三

早 鞆	鳴 戸	鶴 見	佐 多	刈 萱	芙 蓉	朝 顔	
六	六	六	六	六	六	六	六
七	二五	二八	九	二七	二一	二七	二六
佐世保	徳山	横須賀	徳山	大湊	馬公	同	同
	同	同	露領オハ	厦門	福州	同	厦門
	同	同	遠洋航海	同	同	同	同
	一三分ノ	一三分ノ	一三分ノ	一月半	一月半	一月半	一月半
				同上	同上	同上	同上

海軍公報 (部内限) 附録

0281

内 部)



海軍公報

(部内限) 第二千七百三十二號

海軍大臣官房

昭和十二年十月五日(火)

○ 令 達

官房機密第四〇〇九號

本年官房機密第三二四六號ハ昭和十二年九月二十八日
限リ之ヲ廢止ス

昭和十二年十月一日

海軍大臣

(本年官房第三二四六號ハ當分ノ開戦時給與規則ヲ適用
セザル艦船ノ件ナリ)

官房第五〇八二號

昭和十二年十月五日

左記經費ハ今次事變中ニ限リ第三艦隊所屬艦船以外ノ
艦船ト雖モ當該艦船主計長ノ要求ニ應ジ上海駐在武官
タル第三艦隊司令部附主計科士官ニ於テ支拂ヲ爲スコ
トヲ得

本令ハ昭和十二年七月七日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十二年十月五日

海軍大臣

水先案内料
清水代

○ 通 牒

官房第四〇六九號

昭和十二年十月五日

海軍省副官

各廳長殿

軍事郵便ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ左記ノ通ト了知相成度

記

- 一、支那方面派遣艦船部隊(基地航空部隊ヲ含ム)宛
ノ郵便物ハ佐世保郵便局氣付トスルコト
- 二、南支方面派遣艦船部隊又ハ基地航空部隊(内地及
外地)宛郵便物ハ佐世保郵便局ヨリ澎湖郵便局氣付
又ハ基地航空部隊所在地郵便局氣付トシテ郵送スル

海軍公報(部内限) 第二千七百三十二號

昭和十二年十月五日

九五二

三、艦船部隊行動ノ都合上郵便物ヲ佐世保郵便局留置トスルヲ要スル場合、軍用郵便所管區ニ變更ヲ生ジタル場合又ハ軍事郵便取扱局ノ變更ヲ要スル場合ハ佐世保軍用郵便監督官ニ通知スルコトトシ海軍公報ニ掲載又ハ直接關係郵便局ニ通知セザルコト

四、艦船部隊ヨリ發送スル郵便物(閉糞モ同ジ)ニハ自己艦船部隊ノ所在地名又ハ軍用郵便所名ヲ記スルコトナク佐世保郵便局氣付トスルコト

經給第五八號

昭和十二年十月五日

海軍省人事局長
海軍省經理局長

關係各廳長殿

海軍死歿者特別賜金ニ關スル件通牒

本年海軍省告示第十五號海軍死歿者特別賜金賜與規程ニ依ル特別賜金ノ支給ニ關シテハ左記ニ依ル義ト承知相成度

記

一 規程第二條第一項ニ掲グル各種ノ賜金若ハ死亡手當ハ死歿者特別賜金ニ先テ之ヲ支給ス

二 前號ノ金額ガ死歿者特別賜金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ死歿者特別賜金トシテ賜與ス

三 死歿者特別賜金賜與願ヲ進達スル場合ニハ其ノ計算ヲ明ニスル爲第一號ニ依ル死亡手當ノ支給調書及各種ノ賜金請求書ヲ同時ニ進達スルコト

四 航空戰死者ニ對シテハ大正二年勅令第九號ハ之ヲ適用セラレズ

○ 辭 令

- (各通)
- 海軍少將 熊岡 讓(艦本)
 - 海軍少佐 山田 隆(伊五五潜)
 - 同 堀 武雄(吳廠)
 - 海軍機關中佐 河崎 茂治(艦本)
 - 同 廣瀬 藤藏(吳廠)
 - 同 沼田 章(同)
 - 海軍機關少佐 岡 寅雄(艦本)
 - 海軍機關大尉 安部 德隆(伊五五潜)
 - 海軍造船少佐 加藤 恭亮(吳廠)
 - 海軍技師 高瀬 良次郎(艦本)
- 伊號第五十五潜水艦審議委員ヲ命ス(計海軍艦政本部)

○艦船所在

指印ハハホセ
指定ヲ要セズ

○十月五日午前十時調

【横須賀】

對馬▲、愛宕▲、那珂▲、阿武隈▲、▽山城、春日

沖風▲、峯風▲、▽羽風、秋風

伊七▲、呂五八▲

富士▲、尻矢、洲崎

(鈴谷)▲、(劍崎)▲、(高崎)▲

【長浦】

呂五四、呂五五、呂五六、呂五七、呂五九▲

▽伊二四、伊二三

【大湊】

帆風▲

【函館】▽神風、野風、波風、沼風

【吳】

矢矧、韓崎▲、比叡▲、最上▲、扶桑、伊勢、

衣笠、青葉、▽球磨

夕顔、葛

呂五一▲、呂五三▲、呂二六▲、呂二七▲

呂二八▲、▽呂三三、呂三四、伊五一、

▽伊二二、伊二一、伊五五、▽伊五四、

伊五三、▽伊五七、伊五六、伊五八、

伊七一

石廊

(熊野)▲、(蒼龍)▲、(千歲)▲

【串本】

澤風

【大阪】

古鷹▲

【神戸】

(滿潮)▲、(山雲)▲

▽伊七二、伊七三▲

(荒潮)▲、(伊八)▲、(伊七五)▲

▽薄▲、藤▲

【因島】

平戸、淺間

【江田内】

襟裳

【徳山】

吾妻▲

▽白雲▲、東雲▲、叢雲▲、薄雲▲

【舞鶴】

(大潮)▲

赤城▲、加古▲、長良、▽金剛、大鯨、▽常磐、

三隈

梨▲、竹▲、榎▲、桃▲、柳▲、檜▲、荳▲、▽菱▲、

蓬▲、朝潮、▽島風、夕風、灘風

呂三〇▲、呂三一▲、呂三二▲、呂六〇▲、

呂六一▲、呂六二▲、呂六四、▽呂六三、

呂六八、▽呂六七、呂六五、呂六六

▽伊五九、伊六〇

敷島▲

(夏雲)▲、(伊七四)▲

【寺島水道】

▽陸奥、長門、日向、▽霧島、榛名、殿島、

【橘灣】

大井

▽山風、海風、江風、涼風

【馬公】

旗風

【基隆】

漣

【高雄】

朝顔

海軍公報(部内限)第三千七百三十二號

昭和十二年十月五日

九五三

【鎮海】
【旅順】
【塘沽】
【大沽沖】
【上海】
【福州沖】
【廈門港外】
【汕頭沖】

【鎮海】
【旅順】
【塘沽】
【大沽沖】
【上海】
【福州沖】
【廈門港外】
【汕頭沖】

出雲、安宅、八重山、熱海、比良、勢多、
鳥羽、二見、保津、堅田、嵯峨、
蓮、栗、梅

【福州沖】
【廈門港外】
【汕頭沖】

龍田
松風、朝風
五十鈴
早苗

【サイパン】
【バタビア】

膠州
磐手、八雲

【作業地】
木曾、長鯨、神通、由良、名取、鬼怒、
川内、高雄、摩耶、沖島、神威、白鷹、
足柄、羽黑、那智、北上、駒橋、鳥海、
迅鯨、妙高、勝力、淀、龍巖、鳳翔、
加賀、多摩、夕張、能登呂

初雪、白雪、吹雪、天霧、夕霧、朝霧、
望月、菊月、夕月、三月月、夕立、村雨、
五月雨、春雨、時雨、有明、白露、夕暮、
初霜、子日、若葉、初春、夕風、朝風、
響、雷、電、追風、疾風、綾波、浦波、
磯波、敷波、朧、曙、潮、吳竹、芙蓉、
萱、曉、狹霧、睦月、卯月、彌生、

如月、文月、長月、水無月、皐月、棟、
檜、汐風、春風、矢風
伊六八、伊六九、伊七〇、伊六一、
伊六二、伊六四、伊六七、伊六六、
伊六五、伊二、伊一、伊三、伊六、
伊四、伊五、伊六三
鴻、隼、鶴、鴨、雉、鷺、鳩、雁、千鳥、
初雁、友鶴、真鶴
掃六、掃五、掃一、掃三、掃四、掃二、
掃六、掃一四、掃一三、掃一五、掃一七、
掃一八
鳴戸、朝日、鶴見、室戸、間宮、早鞆、
隠戸、知床、攝津、野島

【航海中】

天龍 (四日馬公發—馬祖島)

若竹 (四日馬公發—汕頭沖)

伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣)

佐多 (四日馬公發—徳山)

太刀風 (五日長浦發—小松島)

(辭令公報添)

(限 内 部)

0285

海軍公報

(部内限) 第二千七百三十三號

海軍大臣官房

昭和十二年十月六日(水)

○令 達

官房第五〇九三號

艦營需品定額表中數量左ノ通改ム

昭和十二年十月六日

海軍大臣

砲術長主管

戰			艦船名		區別		類別番號		品名		數稱		消耗品		第四類		第五類		抑氣具用		グリース		個		記事		
伊勢型	扶桑型	金剛型																									
36	34	28																									

艦	敷	設	艦	二 等 巡 洋 艦		一 等 巡 洋 艦		練 習 戰 艦	艦		
沖島	常磐	巖島	潜水母艦迅鯨、長鯨	水上機母艦神威	最上型	球磨型、長良型、川内型	天龍型、夕張型	高雄型、妙高型	古鷹型、青葉型	長門型	
4	2	3	4	2	15	7	6	10	6	25	32

海軍公報(部内限) 第二千七百三十三號

昭和十二年十月六日

九五五

海軍公報(部内限)第三千七百三十三號

昭和十二年十月六日

九五六

海防艦	淺間、八雲、出雲、磐手	4
春日		2
吹雪型、初春型、白露型		3
朝潮型		

○通牒

軍務二機密第九六四號

昭和十二年十月六日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

軍事車票及軍事火藥表示票ニ關スル件通牒

首題ノ件別紙甲號及同乙號ノ通鐵道省運輸局長ヨリ通知越候ニ付了知相成度

追テ別紙乙號ハ要スル向ニノミ配付致候

(別紙)

甲號

鐵道第一九四八號

昭和十二年九月二十五日

鐵道省運輸局長

海軍省軍務局長殿
軍機保護ノ見地ヨリ別紙ノ通軍事車票及軍事火藥表示票制定致候條御諒知相成度

人秘第二號ノ五三

昭和十二年十月六日

海軍省人事局長

各廳長殿

定例叙勳ニ關スル件通牒

賞勳局總裁ヨリ別紙ノ通通牒有之候處定例叙勳ニ關シテハ本通牒ニ關係ナク從前通一律ニ具申ノコトニ取計ハレ度依命

追テ特別叙勳モ右ニ準シ取計相成度尙本件ニ該當ノ叙勳具申書ハ一應當局ニ保留シ論功行賞事務ノ進捗ヲ俟テ上奏可相成候條御了知ヲ得度

(別紙)

勳内發第一九〇號

昭和十二年九月二十九日

賞勳局總裁 下條 康 殿

海軍大臣 米内光政殿

昭和十一年四月一日以後昭和十二年七月六日迄ノ間ニ

於テ昭和六年乃至九年事變ニ關與シ其ノ功績叙勳スヘキモノト認ムル者ハ昭和十二年七月七日以後一時其ノ定例叙勳ノ上奏ヲ停止シ後日該行賞ニ於テ叙勳セラレスシテ停止中定例叙勳ノ定限ニ達シタル者ハ其ノ定限ニ達シタル翌月ノ定例叙勳發令日ヲ以テ叙賜スルコトトシ特別叙勳モ亦右ニ準シ取扱フコトト決定相成候ニ付及通牒候

經契第三號ノ一三八四
昭和十二年十月一日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

船體用銅管及黃銅管協定單價ノ件通知

昭和十二年七月一日經契第參號ノ壹〇貳參通牒契約書第一條第二項首題單價ハ同項但書ニ依リ改訂ヲ行ハザルニ付前值通牒相成度

○辭令

颯 託溝口 龍義

上海へ出張ヲ命ス(附海軍省)

○雜款

○司令驅逐艦變更
第二十九驅逐隊司令ハ昨五日司令驅逐艦ヲ追風ヨリ疾風ニ變更セリ

○郵便物發送先

第四水雷戰隊司令部、軍艦木曾、第六驅逐隊(響、雷、電)、第十一驅逐隊(初雪、白雪)宛

自今 佐世保郵便局氣付(軍事郵便)

第十驅逐隊(曉、狹霧)宛 馬公要港部氣付(軍事郵便)

自今 驅逐艦漣宛 佐世保郵便局氣付(軍事郵便)

自今 特務艦襟裳宛 佐世保郵便局氣付

自今

○正誤
十月四日通牒欄九四六頁五行目「工作長主管(金工部)」ノ下ニ「及(木工之部)」ヲ脱ス

(限 内 部)

0288

海軍公報(部内限)號外

○令達

官房第五〇五五號

艦營需品定額表中數量左ノ通定ム

昭和十二年十月四日

砲術長主管

海軍大臣

戰艦、練習戰艦		一等巡洋艦、二等巡洋艦		航空母艦		龍驤		艦船部隊名		區別		類別		番號		品名		數量		稱名		起水機力		備品	
3		2		2		1		記		事		1		11		個									
水上機母艦		潛水母艦		水母艦		救設艦		海防艦		砲艦		驅逐艦		驅逐隊											
迅鯨、長鯨		韓崎、大鯨		常磐		嚴島、白鷹、八重山		淺間、八雲、出雲		對馬		吹雪型、初春型		白露型、朝潮型		九、第十、第十一、第十二、第十九、第二十一、第二十四ヲ除ク									
2		1		3		1		3		2		1		1		1		2		2		3		1	

海軍公報(部内限)號外

昭和十二年十月六日(水)
海軍大臣官房

艦船名 類別 番號 品名 數稱	射撃用紙盤		艦船名 類別 番號 品名 數稱	照準演習 記録器用 紙	演習 記録器用 インキ	演習 記録器用 インキ	消耗品、射撃盤記録用紙甲外二廉	霞ヶ浦海軍航空隊	舞鶴要港部軍需部	海兵團		潜水隊、水雷隊、掃海隊				
	個	26								2	個		2	横須賀、佐世保	吳	
戰艦、練習戰艦 一等巡洋艦(古鷹) 青葉、衣笠ヲ除ク) 二等巡洋艦最上 三限	30	個	同				消耗品、射撃盤記録用紙甲外二廉	霞ヶ浦海軍航空隊	舞鶴要港部軍需部	3	1	潜水隊、水雷隊、掃海隊				
	30	個	硝子ペン	2	7	4				2	3		1	4	2	1
	60	個														
	記事															
艦船部隊名 類別 番號 品名 數稱				水雷長 主管 備品、手入用油罐大外四廉			戰艦、練習戰艦、一等巡洋艦、二等巡洋艦(天龍、龍田ヲ除ク)加賀、赤城、龍嶽、沖島、吹雪型、物部型、白露型、朝潮型、驅逐艦、水雷艦		艦船名 類別 番號 品名 數稱		消耗品、照準演習記録器用紙外二廉					
個	大	油	手入	3	1	個	※	個	照準演習 記録器用 紙	27	2					
個	中	同	"	"	1	個	※	個	演習 記録器用 インキ	6	12					
個	小	同	"	"	1	個	※	個	演習 記録器用 インキ	7	12					
個	大	油	合混	4	1											
個	小	同	"	"	1											
記事				記事		記事										

海軍公報 (部内限) 號外

二等潜水艦		伊號潛水艦		二等驅逐艦 (梨、竹、榧ヲ除ク)		二等驅逐艦		航空母艦		二等巡洋艦				一等巡洋艦	
自第八自第六十四至第六十八	自第二十二、自第三十三、自第五十二、自第六十三	自第二十六至第三十	自第三十一、自第五十二	陸月型	峯風型、神風型	鳳翔	赤城、加賀、蒼龍	夕張	北上	球磨型、北上ヲ除ク	長良型、川内型	天龍型	妙高型、古鷹型、青葉型	高雄型	
1	2	2	2	2	3	2	8	2	1	4	2	2	2	4	
1	2	2	2	2	3	2	8	2	1	4	2	2	2	4	
1	2	2	2	2	3	2	8	2	1	4	2	2	2	4	
1	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	2	2	4	
1	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	2	2	4	

加賀、赤城、蒼龍	北上、天龍	大井、木曾、球磨、多摩、龍田	艦船部隊名			備品、擔杆甲外一廉	海軍航空隊		海軍防備隊		海軍兵團		水雷艇	
			部	名	類		霞ヶ浦	横須賀 (豫科練習部)	大湊、舞鶴	吳、佐世保	横須賀	初雁、真鶴、友鶴、千鳥		
6	2	4	組	擔杆甲	5	1	1	2	1	1	1	1	1	
			組	同		1	1	2	1	1	1	1	1	
6			組	乙		1	1	2	1	1		1	1	
						1	1	2		1		1	1	

鳳翔	2	2
峯風型、神風型驅逐艦	3	
二等驅逐艦 (梨、竹、桃、柳、檜ヲ除ク)	2	2
桃、檜、柳		2
一等潛水艦	2	
二等潛水艦 (第三十三、第五十一、第五十三、第五十四、第五十六ヲ除ク)	2	
呂號第三十三潛水艦	1	
呂號第五十一、第五十三、第五十四、第五十六潛水艦		2
水雷艇	1	
横須賀海軍航空隊	4	4
霞ヶ浦、館山、木更津、大湊、佐伯、吳、鹿屋各海軍航空隊	2	2

隊備防	夏島、猿島、那沙美	掃海艇	敷		艦船部隊名					掃海用電燈外四廉	
			常磐、腰島	白鷹	勝利	稱	名	數	品		番
大湊、鎮海、馬公	8	2	2	5	4	6	個	燈電用海掃	2	2	備
横須賀、吳、佐世保、舞鶴	8	2	2	5	4	6	個	池電次二號四	3	2	品
	15						個	板ムゴ用池電	1	8	
	48	12	12	30	24	36	個	球電號四十特	2	7	消耗品
	48	12	12	30	24	36	個	藥液電エフツニ	3	12	
記事											

海軍公報 (部内限) 號外

艦船部隊名	區別	類別	番號	品名	數	戰艦、練習戰艦、一等巡洋艦、二等巡洋艦、水雷艇、海防艦、驅逐艦、掃海艇	敷設艦、掃海艇	砲艦	驅潛艇	橫須賀、吳、佐世保、舞鶴各防備隊	大湊、鎮海、馬公各防備隊	艦船部隊名				
												稱名	號	別	別	
												個	ゴム	1	8	消耗品
												30				
												40				
												4				
												5				
												16				
												10				
												記事				

○艦船所在

▲印ハ、ハホフ
指定ヲ要セズ

○十月六日午前十時調

【横須賀】

對馬▲愛宕▲那珂▲阿武隈▲▽山城、春日
沖風▲峯風▲▽羽風、秋風

伊七▲呂五八▲

富士▲尻矢、洲埼

(鈴谷)▲(劍埼)▲(高崎)▲

【長浦】 呂五四、呂五五、呂五六、呂五七▲呂五九▲

▽伊二四、伊二三

【大湊】

帆風▲

【函館】

▽神風、野風、波風、沼風

【吳】

大泊▲ 矢矧、韓崎▲、比叡▲、最上▲、扶桑、伊勢、
衣笠、青葉、▽球磨

夕顔、葛 呂五一▲、呂五三▲、呂二六▲、呂二七▲

呂二八▲、▽呂三三、呂三四、伊五一、

▽伊二二、伊二一、伊五五、▽伊五四、

伊五三、▽伊五七、伊五六、伊五八、

伊七一

石廊

(熊野)▲(蒼龍)▲(千歲)▲

【大阪】

古鷹▲ (滿潮)▲ (山雲)▲

【神戸】 伊七二▲、伊七三▲

(荒潮)▲(伊八)▲(伊七五)▲

【因島】 伊薄▲、藤▲

【江田内】 平戸、淺間

【徳山】 襟裳

【舞鶴】 吾妻▲

▽白雲▲、東雲▲、叢雲▲、薄雲▲

(大潮)▲

【佐世保】 赤城▲、加古▲、長良、▽金剛、大鯨、▽常磐、
三隈

梨▲、竹▲、樞▲、桃▲、柳▲、檜▲、董▲、▽蓼▲、
菱▲、蓬▲、朝潮、▽島風、夕風、灘風、沙風

呂三〇▲、呂三一▲、呂三二▲、呂六〇▲、

呂六一▲、呂六二▲、呂六四、▽呂六三、

呂六八、▽呂六七、呂六五、呂六六

▽伊五九、伊六〇

敷島▲

(夏雲)▲(伊七四)▲

【寺島水道】 陸奥、長門、日向、▽霧島、榛名、

橘灣 大井、殿島

【馬公】 旗風▲

【基隆】 漣

【高雄】 朝顔

【鎮海】 翠

【旅順】 巨龍、萩

海軍公報(部内限) 第二千七百三十三號

昭和十二年十月六日

九五九

【塘沽】
【大沽沖】
【上海】

【福州沖】
【廈門港外】
【汕頭沖】

【サイパン】
【バタビア】
【作業地】

【木曾】
【足柄】
【迅鯨】
【加賀】
【初雪】
【望月】
【五月雨】
【初霜】
【響雷】
【磯波】
【曉霧】
【文月】

【神通】
【由良】
【名取】
【鬼怒】
【沖島】
【神威】
【白鷹】
【北上】
【駒橋】
【鳥海】
【龍驤】
【鳳翔】
【天龍】
【夕霧】
【朝霧】
【夕立】
【村雨】
【白露】
【夕暮】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【八雲】
【磐手】
【若竹】
【早苗】
【松風】
【朝風】
【五十鈴】
【龍田】
【逆栗】
【梅】
【安宅】
【八重山】
【熱海】
【比良】
【勢多】
【鳥羽】
【二見】
【保津】
【堅田】
【嵯峨】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【若葉】
【初春】
【夕風】
【朝風】
【追風】
【綾波】
【浦波】
【芙蓉】
【彌生】
【如月】
【春風】

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

【航海中】
伊五二 (四日舞鶴發—若狹灣へ)
佐多 (四日馬公發—徳山へ)
太刀風 (五日長浦發—小松島へ)
深風 (五日串本發—館山へ)
山風、海風、江風、涼風 (六日橘灣發—寺島水道へ)

(號外五頁添)



海軍公報

(部内限) 第二千七百三十四號

海軍大臣官房

昭和十二年十月七日(木)

○令 達

官房第五一一五號

昭和十二年官房第四四二九號陸上攻撃機機上電信員タルベキ者ノ採用員數中第三回横須賀二、吳一ヲ横須賀四、吳二三改ム

昭和十二年十月七日

海軍大臣

(昭和十二年八月二十七日公報(部内限)参照)

○通 牒

官房第五一一三號

昭和十二年十月七日

海軍次官

關係各廳長殿

外國旅費節約ニ關スル件通達

昭和十六年十月七日
第二千七百三十四號
廢止

首題ノ件左記ノ通九月二十八日閣議決定相成候

記

- 一、海外拂節約ノ爲外國旅費ハ極力之ガ使用ヲ節約スルコト
- 二、各省大臣ハ當分ノ間外國旅費ノ支出ヲ爲サントスルトキハ其ノ決定前之ガ金額、理由及計算ノ基礎ヲ明ラカニシタル計算書ヲ調製シ大藏大臣ニ協議スルコト
- 但シ官制ニ依リ外國ニ在勤スル官吏ニ伴フモノ、滿洲國及中華民國ヘノ出張ニ關スルモノノ支出ニ付テハ此ノ限リニ在ラザルコト
- 三、各特別會計ニ屬スル外國旅費ノ支出方ニ付テモ前各項ニ準ズルコト
- 四、前各項ニ所謂外國旅費中ニハ一般ノ外國旅費ノ外家族旅費、教官外國派遣費、外國駐在員旅費及研究員旅費等ヲ含ムモノナルコト

海軍公報(部内限) 第二千七百三十四號

昭和十二年十月七日

九六一

官房第五一一四號

昭和十二年十月七日

海軍省副官

各廳長殿

福岡上海間公用軍事航空郵便物取扱開始

ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ十月一日ヨリ左記ニ依リ實施ノコトト相成候條了知相成度

記

一、取扱郵便物 揚子江方面派遣海軍艦船部隊發着公用軍事航空郵便物

二、料 金 北支方面ト同一トス

三、交換局 博多局ヲ軍事郵便直接交換局トス但シ東京中央局、大阪中央局ハ差立ノミヲ行フ

四、本公用軍事航空郵便物ノ表記ハ第一海軍軍用郵便所氣付軍艦何々又ハ上海海軍特別陸戰隊等ト記スルコト

官房機密第一六號ノ六三

昭和十二年十月七日

海軍省副官

各鎮守府副官
舞鶴要港部副官殿

兵器簿ノ件通知

機關長主管兵器簿欄外表題中左記ノ通改メラレ候

記

新	舊
二次電池之部	二次電器之部
電熱器之部	電氣加熱器之部

○雜款

○將旗移揚

佐世保警備戰隊司令官ハ本月四日將旗ヲ朝潮ヨリ金剛ニ移揚セリ

○司令潜水艦變更

第十八潜水隊司令ハ本月一日司令潜水艦ヲ伊號第五十四潜水艦ヨリ伊號第五十三潜水艦ニ變更セリ

○軍艦春日行動豫定變更 (九月二十日
本欄参照)

地名 着

發

<p>横須賀 十月七日 三津ヶ濱 十月九日 小豆島 十月十二日 横須賀 十月十四日</p>	<p>○特設運送船神祥丸行動豫定變更<small>(九月二十七日本欄参照)</small></p> <p>地名 着 發</p> <p>吳 十月九日 西戶崎 十月十日 鎮海 十月十四日 旅順 十月十九日 鎮南浦 十月二十二日 佐世保 十月二十五日</p>	<p>○郵便物發送先 佐世保警備戰隊司令部宛 自今 佐世保軍艦金剛氣付</p> <p>驅逐艦朝潮宛 自今 佐世保</p> <p>特設運送船廣徳丸宛 自今 佐世保郵便局氣付</p>	<p>○郵便物發送先變更<small>(九月二十日本欄参照)</small> 軍艦春日宛</p>
<p>自十月七日 至十月十三日 期間 横須賀郵便局留置</p>		<p>○残務整理 第二十三航空隊ノ残務整理ハ軍艦能登呂ニ於テ行フ 但シ金錢給與關係書類ハ軍艦大鯨宛送付アリ度</p>	

海軍公報(部内限) 第二千七百三十四號 昭和十二年十月七日

○艦船所在

指[▲]定[▲]要[▲]七[▲]ズ

○十月七日午前十時調

【横須賀】

對馬[▲]、愛宕[▲]、那珂[▲]、阿武隈[▲]、▷山城
沖風[▲]、峯風[▲]、▷羽風、秋風

伊七[▲]、呂五八[▲]

富士[▲]、尻矢、洲崎

(鈴谷)[▲]、(劍崎)[▲]、(高崎)[▲]

【長浦】

呂五四、呂五五、呂五六、呂五七、呂五九[▲]
▷伊二四、伊二三

【大湊】

帆風[▲]
▷神風、野風、波風、沼風

【函館】

大泊[▲]

【吳】

矢矧、韓崎[▲]、比叡[▲]、最上[▲]、扶桑、伊勢、
衣笠、青葉、▷球磨

夕顔、菖

呂五一[▲]、呂五三[▲]、呂二六[▲]、呂二七[▲]、
呂二八[▲]、▷呂三三、呂三四、伊五一、

▷伊二二、伊二一、伊五五、▷伊五四、
伊五三、▷伊五七、伊五六、伊五八、
伊七一

石廊

(熊野)[▲]、(蒼龍)[▲]、(千歲)[▲]

古鷹[▲]

【大阪】

(滿潮)[▲]、(山雲)[▲]

【神戸】▷伊七二[▲]、伊七三[▲]

(荒潮)[▲]、(伊八)[▲]、(伊七五)[▲]

【因島】▷薄[▲]、藤[▲]

【小松島】▷太刀風

【江田内】▷平戸、淺間

【舞鶴】▷吾妻[▲]

▷白雲[▲]、東雲[▲]、叢雲[▲]、薄雲[▲]

伊五二

(大潮)[▲]

【佐世保】赤城[▲]、加古[▲]、長良、▷金剛、▷常磐、三隈

梨[▲]、竹[▲]、樞[▲]、桃[▲]、柳[▲]、檜[▲]、菫[▲]、▷伊參[▲]、
菱[▲]、蓬[▲]、朝潮、▷島風、灘風、汐風、

呂三〇[▲]、呂三一[▲]、呂三二[▲]、呂六〇[▲]、
呂六一[▲]、呂六二[▲]、呂六四[▲]、▷呂六三、
呂六八、▷呂六七、呂六五、呂六六、
▷伊五九、伊六〇

敷島[▲]

(夏雲)[▲]、(伊七四)[▲]

【寺島水道】▷陸奥、長門、▷霧島、榛名、大井

▷山風、海風、江風、涼風

【馬公】▷五十鈴

旗風[▲]

【基隆】▷曉、漣

【高雄】▷伊二、伊一、伊三、▷伊六、伊四、伊五

【旅順】▷龍、萩

海軍公報(部内限)第二千七百三十四號

昭和十二年十月七日

九六五

【塘沽】
 【大沽沖】
 【上海】
 【福州沖】
 【廈門港外】
 【サイパン】
 【バタビア】
 【作業地】

鳥羽、二見、保津、堅田、嵯峨
 蓮、栗、梅
 龍田
 松風
 若竹、早苗
 膠州
 磐手、八雲
 木曾、長鯨、神通、由良、名取、鬼怒
 川内、高雄、摩耶、沖島、神威、白鷹
 足柄、羽黒、那智、北上、駒橋、鳥海
 迅鯨、妙高、勝力、龍驤、鳳翔、加賀
 多摩、夕張、能登呂、天龍、嚴島
 初雪、白雪、吹雪、天霧、夕霧、朝霧
 望月、菊月、夕月、三月月、夕立、村雨
 五月雨、春雨、時雨、有明、白露、夕暮
 初霜、子日、若葉、初春、夕風、朝風
 響、雷、電、疾風、追風、綾波、浦波
 磯波、敷波、曙、潮、吳竹、芙蓉、刈萱
 朝顔、狹霧、陸月、卯月、彌生、如月
 文月、長月、水無月、皐月、葦、柿、楡
 春風、朝風、矢風、夕風

【航海中】

伊六八、伊六九、伊七〇、伊六一、伊六二、伊六四、伊六七、伊六六、伊六五、伊六三
 鴻、隼、鶴、鴨、雉、鷺、雁、千鳥、初雁、友鶴、真鶴
 掃六、掃五、掃一、掃三、掃四、掃二、掃一六、掃一四、掃一三、掃一五、掃一七、掃一八
 鳴戸、朝日、鶴見、室戸、間宮、隠戸、知床、攝津、野島

佐多 (四日馬公發—徳山へ)
 大鯨 (六日佐世保發—横須賀へ)
 淀 (六日作業地—旅順へ)
 襟裳 (六日徳山發—佐世保へ)
 春日 (七日横須賀發—三津濱へ)
 澤風 (七日横須賀發—下田へ)
 早瀬 (七日徳山發—佐世保へ)

(號外八頁、辭令公報添)